

別表第 6 (第 3 条関係)

道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道	<p>歩道を設ける場合は、次に掲げるものであること。</p> <p>有効幅員（歩道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路、階段又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設又は歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。以下同じ。）は、2メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他特別の理由により2メートル以上の有効幅員を設けることができない場合は、可能な限り歩行者の通行に配慮したものとすること。</p> <p>歩道の舗装は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 表面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけのよい仕上げとすること。</p> <p>歩道の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすること。</p> <p>歩道（車両乗入れ部（車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。以下同じ。）を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、道路の構造その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすること。</p> <p>歩道には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けること。</p> <p>歩道（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道の</p>

構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。

歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道の車道等側に並木若しくはさくを設けること。

歩道（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とすること。ただし、横断歩道に接続する歩道の部分にあっては、この限りでない。

の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。

横断歩道に接続する歩道の部分の縁端は、車道等部分より高くするものとし、2センチメートルを標準とし、車いす使用者や視覚障害者等の通行に配慮すること。

横断歩道に接続する歩道の部分には、車いす使用者等が円滑に転回できる1.5メートル以上の水平区間（信号待ち等のため車いす使用者が安全に利用できる部分をいう。以下この号において同じ。）を設けること。ただし、地形の状況その他特別の理由により、1.5メートル以上の水平区間を設けることができない場合は、可能な限り車いす使用者の利用に配慮したものとする。

車両乗入れ部のうち、に掲げる基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とすること。

横断歩道が中央分離帯を横切る場合は、車道と同一の高さとすること。ただし、歩行者及び自転車の横断の安全を確保するために中央分離帯で停留させる必要がある場合は、その段差は、2センチメートルを標準とすること。

排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、白杖、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。

2 立体横断施設

道路には、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を高齢

者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に設けること。

移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けること。

に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けること。

移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造であること。

ア かごの内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

ウ かご及び昇降路の出入口の幅は、アに掲げる基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、イに掲げる基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。

エ かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イに掲げる基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

オ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。

カ かご内に手すりを設けること。

キ かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

ク かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

ケ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

コ かご内及び乗降口には、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

サ かご内及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字をはり付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

シ 乗降口に接続する歩道又は通路の部分の幅は1.5メートル以上とし、奥行きは1.5メートル以上とすること。

ス 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造であること。

ア 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1メートル以上とすること。

イ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 両側に手すりを2段で設け、その手すりの両端には、傾斜路の通じる場所を点字で表示すること。

オ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

カ 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする
こと。

キ 傾斜路の両側には、側壁又は立ち上がり部及びさくその他これに類する
工作物を設けること。

ク 傾斜路の下面と歩道の路面との間が2.5メートル以下の歩道の部分への
進入を防ぐため必要がある場合においては、さくその他これに類する工作物を
設けること。

ケ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル
以内ごとに踏幅1.5メートル以上の踊場を設けること。
移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に掲げる構造
であること。

ア 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。

イ 踏段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。

ウ 昇降口において、3枚以上の踏段が同一平面上にある構造とすること。

エ 踏段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏段相互
の境界を容易に識別できるものとする
こと。

オ くし板の端部と踏段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏段との
境界を容易に識別できるものとする
こと。

カ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道及び通路の路面において、
エスカレーターへの進入の可否を示すこと。

キ 踏段の幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない
場合は、60センチメートル以上とすること。

移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる構造である
こと。

ア 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の
状況を考慮して定めること。

イ 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によ

りやむを得ない場合又は踏面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。

ウ 両側に手すりを2段で設け、その手すりの両端には、通路の通じる場所を点字で表示すること。

エ 路面は、平坦で滑りにくく、水はけの良い仕上げとすること。

オ 両側には、側壁又は35センチメートル以上の立ち上がり部及びさくその他これに類する工作物を設けること。

カ 高欄は、路面から高さ1.1メートル程度の高さとし、危険のない構造とすること。笠木の幅は10センチメートル以上とすること。

移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は次に掲げる構造であること。

ア 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。

イ 両側に手すりを2段で設け、その手すりの両端には、階段の通じる場所を点字で表示すること。

ウ 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

エ 踏面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

オ 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。

カ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

キ 階段の両側には、側壁又は立ち上がり部及びさくその他これに類する工作物を設けること。

ク 階段の下面と歩道の路面との間が2.5メートル以下の歩道の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、さくその他これに類する工作物を設けること。

ケ 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。

	<p>コ 踊場の踏幅は、直階段の場合にあつては1.2メートル以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。</p>
3 案内標識	<p>交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。</p> <p>の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。</p>
4 視覚障害者誘導用ブロック	<p>歩道、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該視覚障害者誘導用ブロックの部分を容易に識別できる色とすること。</p> <p>視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。</p>
5 照明設備	<p>歩道及び立体横断施設には、照明設備を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明設備を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p>
6 駅前広場	<p>駅、交通機関の乗降場及び周辺施設等を相互に結ぶ歩行者の移動経路と自動車通行経路とがふくそうする駅前広場を設ける場合は、歩行者の円滑な移動を確保するため、その歩行者の移動経路を自動車通行経路か</p>

ら分離し、できるだけ単純かつ最短とするよう努めること。

駅前広場に歩行者の移動経路を整備する場合は、1の項又は2の項に掲げる基準に準じたものとする。

乗合自動車乗降場を設ける場合は、次に掲げるものであること。

ア 乗合自動車乗降場を設ける歩道の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とすること。ただし、道路の構造上やむを得ない場合その他乗合自動車が停留できない場合は、車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。

イ 乗合自動車乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

タクシー乗降場を設ける場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮するものとし、タクシーの停車位置に接する部分は、1の項及びに掲げる基準に準じるものとする。

自家用自動車の用に供する乗降場を設ける場合は、歩行者の移動等円滑化を考慮するとともに、車いす使用者の円滑な利用に配慮した乗降場を1以上設けるよう努めること。